

(本プレスリリースは東京証券取引所を通じて開示されたものではありません)

平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

一部報道を受けての当社の見解について

Reuters.com上に、英文記事については5月6日付で、和文記事については5月8日付でそれぞれ掲載された、当社代理人荒井裕樹弁護士と、当社と訴訟係属中の元従業員中野隆文の代理人弁護士勝部環震との間の平成25年7月における連絡等に係る記事について、当社代理人荒井裕樹弁護士に事実関係を確認した結果、同記事が虚偽の事実を報道し、あるいは事実を殊更に歪曲した報道であることが明らかとなった為、当該誤報による誤解拡散を防止する為に、現時点で当社が把握している真実の事実関係について以下の通りご説明致します。

即ち、第1に、本件記事は、荒井弁護士が、当社のフィリピンカジノ事業計画に関する贈賄疑惑を指摘している中野に対し、当該発言を撤回し、捜査当局への情報提供をやめれば一定の対価を支払う旨の和解案を示した旨報道しておりますが、虚偽の事実を報道し、あるいは殊更に事実を歪曲して報道したものであり、不当な偏頗報道です。

即ち、本件記事は荒井弁護士から勝部に対して送信された平成25年7月12日付ファックスを根拠としているところ、そもそも、当該ファックスには、中野に対して発言を撤回するよう求める文章はなく、その意味で完全な誤報と考えます。

なお、同ファックスは、中野に対して、「中野氏が知悉する真実を述べた陳述書を公正証書形式で作成する」ことを和解条件案の1項目として明確に記載しています。

第2に、本件記事は、あたかも、荒井弁護士が中野側に対して和解の申し入れを行ったかの如き印象を一般の読者に与えるべく、偏頗な意図に基づく編集が行われていますが、実際には、中野代理人の勝部が、同年7月10日午前11時57分頃、荒井弁護士の法律事務所宛てに電話連絡を入れ、又、同月11日午後5時頃、勝部が同法律事務所を自ら訪問した上で、当社と中野との間で係属中の訴訟についての和解の申し入れを行ったものです。

よって、本件記事は、殊更に事実を歪曲し、結果的に虚偽の事実を報道したものであり、この点においても完全な誤報と考えます。

第3に、本件記事は、あたかも、荒井弁護士側から、中野側に対して、捜査当局への情報提供をやめれば一定の対価を支払うことを提案したかの如く報道していますが、この点も虚偽の事実を報道し、あるいは事実を殊更に歪曲した報道です。

即ち、上記同月11日午後5時頃からの勝部と荒井弁護士との間の会談において、勝部が、荒井弁護士に対して、①当社と係属中の訴訟を取り下げてくれれば、将来はマスコミや捜査機関等に対して情報提供等はない、②金銭的被害を受けたので、その補償を得たい旨の提案があり、且つ、2日以内に書面により和解案を提示するよう急迫な要請があったものです。これに対して、荒井弁護士は、そもそも当社は中野に対して厳しい姿勢で臨んでおり、現時点での和解交渉は著しく困難であると思われるが、自

分なりにどのような条件であれば当社が和解に応じる可能性が開けるか検討の上、勝部の急迫な要請に応じられるか後日連絡する旨回答したものです。かかる経緯があるが故に、翌日に送付された上記ファックスには、「貴職から中野隆文氏（以下「中野氏」と言います。）が株式会社ユニバーサルエンターテインメント（以下「当社」と言います。）と早期の和解を希望している旨お伺い致しました昨日の貴職との面談結果を踏まえまして」と明記され、且つ荒井弁護士による「当職の私案として」との文言が明記されていると考えられます。

なお、勝部は、上記に先立つ平成24年12月3日午後12時46分頃にも、荒井弁護士の法律事務所に電話連絡するなどして同弁護士との面談を要請し、荒井弁護士が勝部の要請に応じて、同月4日の午後4時頃から、弁護士会館4階の東京弁護士会内会議室において、当社と中野の間の訴訟について和解を申し入れた事実があることから、当社側ではなく、中野側が当社との訴訟についての和解を当初より切望してきた経緯が容易に認められるところです。

第4に、本件記事は、あたかも、中野側が、荒井弁護士による私案としての和解案を拒否したかの如き印象を与える内容になっていますが、この点も殊更に事実を歪曲した報道となっており、偏頗な報道と言わざるを得ません。

蓋し、上記ファックスを受けて、勝部と荒井弁護士との間で和解案についての協議が行われたところ、勝部から、荒井弁護士に対して、「一定の対価」について「最低でも数億円程度」との法外な脅迫に近い金銭要求がなされ、荒井弁護士が直ちに当該不当な要求を拒否した結果、その時点で荒井弁護士の「私案」に関連した協議は完全に破綻したからです。

よって、上記ファックスに関連した勝部と荒井弁護士との間の和解協議は、むしろ荒井弁護士側が拒否したことによって破綻したというべきであり、この意味で、本件記事は偏頗な報道であると言わざるを得ません。

なお、中野は、当社退職後も、当社海外関連会社のディレクターに中野名義の登記が残存していたことを言いがかりとして、当社に対して、執拗に「名義料」等名目に金銭を要求し、金銭を支払わなければ「第三者に情報提供せざるを得ない」などと脅迫罪に該当する可能性のある不当な金銭要求を行った事実が存在し、当社が当該不当な要求を拒否したところ、その直後に、アクセスジャーナルより、当社のフィリピン事業に関連する根拠なき誹謗中傷である誤報がなされた経緯（なお、中野代理人の勝部は、当社と係争中のアクセスジャーナルの代理人でもあります。又、アクセスジャーナルの当該記事を巡っては、本年1月24日付プレスリリースにて詳報のとおり、東京地方裁判所は、当社側に実質的に全面的な勝訴判決を下しています。）からも容易に推認できるように、中野は、当社に対して不当な金銭要求を行うことに固執している人物です。

第5に、ところで、Reuters.comに本件記事が掲載されるに先立って、当社及び荒井弁護士に対して、日本時間当月1日午後6時54分頃等に、「ロイター通信日本編集局長ケビン・クロリッキ」を名乗る人物から、電子メール及びファックスにより、本件記事に関連すると推測される質問等への回答を求める連絡がありました。

しかしながら、当社は、過去のReuters.com上に掲載された記事を巡って東京地方裁判所において係争中であり、当該事件において、当該サイト上の記事に係る法的責任主体がどの法人等であるかが争われていること、及び過去にも同様の名前を名乗る人物からの質問に対して、荒井弁護士が、「ロイター通信」なる名称の法人の存在が確認できないことから、当該名称の法人の有無、代表者や連絡先等を照会したにも関わらず、当該照会に対する回答がなされていなかったことから、今回も同様に、上記質問メールに対して直ちに、日本時間当月2日午前4時18分頃に、当該クロリッキを名乗る人物に対して同様の照会を行ったところ、前回と同様に当該照会に対して全く回答がされないまま、本件記事がReuters.com上に掲載される、という事態に至りました。

当社及び荒井弁護士が、過去のReuters.com上に掲載された記事を巡って当社が係争中であることや、責任の所在が不明な「ロイター通信」なる名称の組織に属するとされる人物からの質問に対して、相手方の身元や法的責任の所在を慎重に確認した上で、当該質問への対応を検討しようとした極めて合理的な対応に対して、これを完全に無視して、一方的にReuters.comに本件記事が掲載された上記一連の経緯に基づけば、本件記事は、実質的に反対取材を一切行わずに、且つ当社と法的紛争が係属中の対立当事者側等のみからの情報に一方的に依拠して作成されたことは明らかです。

以上から、「ロイター通信」ないしReuters.comを運営する主体が、報道機関としてあるまじき極めて無責任な取材活動を基に、虚偽の事実、あるいは事実を殊更に歪曲した報道を、組織的に且つ継続的に行う偏頗な報道機関であることがより一層明らかになったと考えます。

よって、Reuters.comに掲載された本件記事については、当社と既に過去の記事を巡って係争関係にあるにも関わらず、当社と法的紛争が係属中の対立当事者である者等からの情報のみにより依拠し、意図的に当社側への実質的な反対取材を行わずに、繰り返し誤報を行う偏頗な報道機関であるReuters.comを運営する法人、及び無責任且つ杜撰な取材を行った個人等に対して、当社は、当該記事の速やかな削除と謝罪広告の掲載を求めると共に、今後、断固たる法的措置を採ることを検討します。

以上